

平成31年度

保育所・保育施設 利用あんない



平成31年4月利用申込

受付期間：9月3日（月）～9月14日（金）

！注意！

- 関係書類等が全て整っての受付とさせていただきます。
記入漏れや添付書類漏れ等がないよう、よくご確認のうえお申込みください。
- 受付の際にマイナンバーの確認をいたします。印鑑、マイナンバー
確認書類、身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。

瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課



平成31年4月1日からの利用申込み.....	1
○申込みの注意点.....	2
○保育施設利用の流れ（4月入所の場合）.....	2
○年齢別保育期間.....	3
1 子ども・子育て支援 支給認定について.....	3
○認定期間.....	4
○区分（保育の必要量）.....	4
○支給認定証の交付について.....	4
2 保育施設を利用できる基準は.....	5
○保育を必要とする事由.....	5
3 保育施設利用手続きについて.....	6
○年度途中からの利用申込みについて.....	6
○保育施設入所の流れ（年度途中の入所の場合）.....	6
○保育施設利用の決定について.....	6
○提出書類について.....	8
○保育時間について.....	10
○障がい児保育について.....	11
○広域利用について.....	11
○記入例（利用申込書・状況証明書・個人番号提供書・延長保育申込書）.....	12
4 保育施設保育料等について.....	18
○保育料について.....	18
○瑞穂市立保育所・私立保育所の保育料納付について.....	18
○保育料 Q&A.....	19
○平成30年度公私立保育施設保育料等徴収額表（参考）.....	20
○保育施設保育料の多子軽減について.....	21
5 瑞穂市立保育所の概要.....	22
○保育目標について.....	22
○保育の内容について.....	22
○保育所との連絡について.....	22
○休業日について.....	23
○慣らし保育について.....	23
○依頼保育について.....	23
○主な行事.....	23
○保育料とは別に必要となる料金.....	23
○1日の生活.....	24
6 私立保育施設について.....	25
○清流みずほ保育園.....	25
○清流みずほ認定こども園.....	26
○ほづみの森こども園.....	27
○まめっこ保育園.....	28
○ニチイキッズ瑞穂保育園.....	29
7 瑞穂市保育施設一覧表.....	30
○瑞穂市保育施設一覧図.....	31
○その他の子育て・保育サービス.....	33

平成31年4月1日からの利用申込み

【受付日時・会場】

平成30年9月 3日（月）～9月 6日（木） 巢南庁舎大会議室
 9月10日（月）～9月11日（火） 穂積庁舎大会議室
 9月 7日（金）、9月12日（水）～9月14日（金） 巢南庁舎幼児支援課
 各日 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は受付できません。

・受付日により会場が異なります。ご確認のうえご来場ください。

- ・私立施設（清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、まめっこ保育園、ニチイキッズ瑞穂保育園、ほづみの森こども園）の申込みについても特設受付会場で行います。各保育施設での受付は行いません。
- ・平成31年4月入所については、原則、本期間中に受付した申請を優先して利用調整を行います。受付順は利用調整に影響しません。
- ・混雑が予想されるため、下記の日程表により申込受付を実施します。ご都合が合わない場合は、期間内の他の日をご利用ください。

受付会場	第1希望 期間	公立							私立					
		本田第1保育所	本田第2保育所	別府保育所	牛牧第1保育所	牛牧第2保育所	西保育・教育センター	中保育・教育センター	南保育・教育センター	清流みずほ保育園	清流みずほ認定こども園	ほづみの森こども園	まめっこ保育園	ニチイキッズ瑞穂保育園
2階大会議室 巢南庁舎	3（月）						●	●	●					
	4（火）	●	●							●	●	●	●	●
	5（水）			●	●	●								
	6（木）						●	●	●	●	●			
幼児支援課	7（金）	●	●	●	●	●					●	●	●	
3階大会議室 穂積庁舎	10（月）	●	●	●								●	●	●
	11（火）				●	●	●	●	●	●	●			
幼児支援課 巢南庁舎	12（水）	全施設受付可能												
	13（木）													
	14（金）													

●…受付日

穂積庁舎では、庁舎内・駐車場等混雑が予想されます。ご注意ください。

○申込みの注意点

- 平成31年5月以降に入所希望のかたは、入所希望月の前月15日までにお申込みください。
- 受付書類に不備があった場合、受付することができません。次ページからの注意事項をよく読んで不備のないようご用意ください。やむを得ない理由で受付期間内に書類が揃わない場合は、幼児支援課までご相談ください。
- 申込みの際は、必ず申請書に押印した印鑑と身分証明書をお持ちください。
- 9月15日以降に申込みのあった場合は、内定通知後キャンセルがあった場合に実施する2次調整・最終調整でのご案内となります。

提出書類について☞P.8～ 書類の記入例☞P.12～ 保育料について☞P.18～

○保育施設利用の流れ（4月入所の場合）

区 分	時 期	備 考
1 利用申込み 支給認定申請	9月 3日～ 9月14日	
2 内定通知 利用説明会案内通知	11月下旬頃	幼児支援課から郵送します。
3 2次調整（内定通知後キ ャンセルがあった場合）	1月上旬	9月18日（火）～12月14日（金） 受付分を含めて利用調整します。
4 利用説明会	1月～2月	各保育施設にて行います。
5 最終調整（2次調整後 キャンセルがあった場合）	3月中旬	4月入所申込みの最終受付は 2月28日（木）まで
6 利用決定通知 入園式案内	3月下旬	幼児支援課から郵送します。
7 保育施設入所	4月	瑞穂市立保育所の入所式は4月6日 （土）の予定です。
8 利用者負担額通知 （4月～8月分）	4月中旬～下旬	各施設にて配布します。
9 保育料の納付 （納期限、口座振替日）	4月30日 5月以降は毎月10日	左記の日が土・日曜日又は祝日の場合 は、その翌日が納期限になります。
10 利用者負担額通知 （9月～3月分）	8月下旬	各施設にて配布します。

○年齢別保育期間

保育施設の受入年齢を確認のうえ、お申込みください。

※清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、ほづみの森こども園は8か月から、それ以外は10か月からお預かりしています。

生年月日	年齢	保育期間		利用できない施設
		小学校就学前満了時期	未満児期間終了時期	
平成25年4月2日～ 平成26年4月1日	5歳 (年長)	平成32年3月31日		清流みずほ保育園 まめっこ保育園 ニチイキッズ瑞穂保育園
平成26年4月2日～ 平成27年4月1日	4歳 (年中)	平成33年3月31日		
平成27年4月2日～ 平成28年4月1日	3歳 (年少)	平成34年3月31日		
平成28年4月2日～ 平成29年4月1日	2歳	平成35年3月31日	平成32年3月31日	牛牧第1保育所 西保育・教育センター
平成29年4月2日～ 平成30年4月1日	1歳	平成36年3月31日	平成33年3月31日	
平成30年4月2日～ 平成30年6月1日	0歳	平成37年3月31日	平成34年3月31日	
平成30年6月2日～ 平成30年8月1日				清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、ほづみの森こども園以外

1 子ども・子育て支援 支給認定について

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）により、保育所・幼稚園（新制度に移行した施設）等を利用する場合は、支給認定申請書を提出していただき、市から支給認定を受ける必要があります。ただし、新制度に移行しない幼稚園及び認可外保育園については手続き不要です。

支給認定区分		対象となる子ども	利用時間	利用できる施設
教育 認定	1号 認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、2号認定に該当するものを除く	教育標準時間	幼稚園 (ほづみ幼稚園) 認定こども園 (清流みずほ認定こども園・ほづみの森こども園)
保育 認定	2号 認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所） 認定こども園 (清流みずほ認定こども園・ほづみの森こども園)
	3号 認定	満3歳未満の子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所・清流みずほ保育園） 認定こども園 (清流みずほ認定こども園・ほづみの森こども園) 地域型保育事業など (まめっこ保育園・ニチイキッズ瑞穂保育園)

認定は、児童の保護者の居住地（住民登録をしているところ）の市町村が行います。

○認定期間

教育認定の有効期間は、小学校就学前までを基本とします。

保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日までを基本としますが、保育を必要とする事由によっては別に有効期間が設けられる場合があります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。

なお、3号認定のかたは、満3歳の誕生日の前日をもって自動的に2号認定へ切り替わります。

○区分（保育の必要量）

保護者の就労等保育が必要な時間によって利用区分が決まります。

瑞穂市の保育所・保育施設を利用する場合は、長時間保育・延長保育の時間帯（8時以前又は16時以降）の利用を希望する場合、「保育標準時間」の認定を受ける必要があります。

(1) 「保育標準時間」利用

- ・1日最大11時間の中で必要となる保育時間（基準：週30時間、月120時間以上の就労）

(2) 「保育短時間」利用

- ・1日最大8時間の中で必要となる保育時間（基準：月60時間以上120時間未満の就労）

○支給認定証の交付について

支給認定を受けたかたには、支給認定通知書を交付いたします。

平成31年度4月の利用に向けた認定については、事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は平成31年3月頃お知らせする予定です。

(1) 認定内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

(2) 認定申請の内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。

企業主導型保育事業を地域枠で利用するかたなどで、支給認定証の交付を必要とする場合は、支給認定証交付申請書を提出してください。

(1) 支給認定証は、大切に保管してください。

(2) 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出て、支給認定証の再交付を受けてください。

(3) 変更認定又は支給認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

子ども・子育て支援 支給認定証	
支給認定証番号	XXXX
支給認定子ども	氏名 瑞穂 桃子
	生年月日 平成XX年XX月XX日
支給認定保護者	氏名 瑞穂 太郎
	生年月日 昭和XX年XX月XX日
	住所 岐阜県瑞穂市別府XXX番地
支給認定区分及び有効期間	1号認定 ***** から ***** まで
	2号認定 平成XX年XX月XX日 から 平成XX年XX月XX日 まで
	3号認定 平成XX年XX月XX日 から 平成XX年XX月XX日 まで
保育必要量	保育標準時間
保育の必要性の認定事由	父・就労/母・就労
交付年月日	平成XX年XX月XX日
交付機関名及び印	瑞穂市教育委員会教育長 ●●● 印

【支給認定証 イメージ】

2 保育施設を利用できる基準は

保育所は、0歳から就学前の乳幼児を、保護者が働いているか、病気や親族の介護などのために、家庭で十分な保育を行うことができない場合に保護者に代わって保育を行うことを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

そのため、「教育のため」「集団生活に慣れさせたい」「同年代の友達と遊ばせたい」「下のお子さんの保育に手がかかる」等の理由では入所を認められません。

0歳から就学前の乳幼児で、保護者のいずれもが次の事由に該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に、支給認定を受け、利用を希望することができます。

○保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	認定基準
①就労 (月60時間以上の就労)	労働(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。)することを常態とすること。
②妊娠、出産 (産前42日、産後56日間)	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ※有効期間は産後56日目の属する月の月末まで 基準日は出産予定日又は出産日のいずれか遅い日
③疾病、障がい	児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
④介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。※有効期間は3か月間
⑦就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)していること。
⑧虐待やDVのおそれがあること	
⑨育児休業 ※保育所利用中に該当した場合	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、引き続き利用することが必要であると認められること(原則、3歳以上児のみ)。
⑩その他	①から⑨までに類するものとして市長が認める事由に該当すること。

3 保育施設利用手続きについて

入所は、原則として月の1日からとなります。



○年度途中からの利用申込みについて

- (1) 受付時期 利用希望月の前々月16日から前月15日まで（土日・祝日の場合はその前日）
 利用開始は翌月の初日になります。
 ※4月入所の申込みの最終受付期限は2月28日（木）です。
- (2) 受付場所 瑞穂市役所 幼児支援課（棠南庁舎） 又は 福祉生活課（穂積庁舎）

○保育施設入所の流れ（年度途中の入所の場合）

区分	時期		備考
1 利用申込み ・支給認定申請	毎月15日まで		
2 利用調整・内定	待機児童がいない場合	申込～ 25日頃	幼児支援課から施設に空き状況を確認し、内定します。
	待機児童が発生している場合	16日～ 25日頃	施設に空きが出てご案内が可能になった場合、幼児支援課から保護者のかたにお電話で利用の意向を伺います。
3 入所説明・面談	内定後～月末まで		各保育施設にて行います。
4 支給認定証交付 利用者負担額通知	25日頃～月末まで		幼児支援課から郵送します。
5 保育施設入所			原則1日入所です。
6 保育料の納付	納期限、口座振替日： 利用月の毎月10日		土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限になります。

○保育施設利用の決定について

- (1) お子さんの家庭を中心にして、日々の保育を必要とするかどうか、その環境等（利用できる条件）を総合的に判断し、利用を決定します。（3歳未満児に限り、利用開始後、給料明細等により定期的に就労状況を確認いたします。）
- (2) 保育が必要と認められる場合でも、保育所の定員等の事情によっては、利用できない場合があります。
- (3) お子さんの発達状況や健康状態により集団保育への心配があるかたや、障がい児保育を希望されるかたは、保育施設利用申込書を提出される際にお知らせください。お子さんの病名によっては、診断書又は指示書の提出をお願いする場合があります。また、後日申込後利用開始までに保健師・保育所長等との面接を実施し、状況により加配保育士を配置します。
- (4) 募集人数を超えるお申し込みがあった場合は、保育を必要とする事由、区分（保育の必要量）及び優先利用を基に保育の必要性認定・指数（優先順位）付けを行い、指数が高い順に決定します。

(5) 保育施設入所基準

保育を必要とする事由		内容	優先度	
1	被雇用者（居宅外勤務）	1カ月の勤務が170時間以上の労働	A	
	自営中心者	1カ月の勤務が130時間以上170時間未満の労働	B	
	農業中心者	1カ月の勤務が60時間以上130時間未満の労働	C	
	被雇用者（居宅内勤務）	1カ月の勤務が170時間以上の労働	B	
	自営協力者 （祖父母の事業の手伝いを含む。）	1カ月の勤務が100時間以上170時間未満の労働	C	
		1カ月の勤務が60時間以上100時間未満の労働	D	
	内職・農業協力者	勤務の態様から保育が困難と認められる場合	D	
2	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難と認められる場合	A	
3	保護者の疾病	長期入院または常時臥床の場合	A	
		長期安静を要する状態又は週3日以上通院・加療をしている場合	B	
		精神性疾患のため、常時保育が困難と認められる場合		
		上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合	C	
3	保護者の心身障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、要介護4・5、障害基礎年金1級	A	
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1、要介護3、障害基礎年金2級	B	
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2、要介護1・2、障害者年金3級、自立支援医療、特定疾患	C	
4	看護・介護	同居の親族を在宅介護している状態	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	A
			要介護3、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	B
			親族の病院等の付添い（週3日以上）のため保育が困難な場合	B
			上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる場合	C
5	震災・風水害・火災その他の災害の復興にあたっている状態		A	
6	求職活動（起業準備を含む。）	求職のため昼間外出していることを常態としている	E	
7	就学・職業訓練	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学中、又は入学予定	C	
8	その他	市長が児童福祉の観点から保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	A	

優先利用事由		内容	優先度
1	ひとり親世帯	離婚・離婚調停中・未婚・死別・行方不明	a
2	生活保護世帯	生活保護世帯で就労・求職・職業訓練所通所等により保育が必要と認められる場合	b
3	主たる家計の主宰者の失業	生計の中心者の自己都合以外の失業等により、保育の必要性が高いと認められる場合	b
4	社会的擁護が必要な場合	緊急に保育の実施が必要と認められる場合	a
5	障がい児等	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けているなど支援が必要な児童と認められる場合	d
6	育児休業復帰	育児休業から復帰する場合 （出産に伴い退職し、同じ職場に再就職する場合を除く。）	d
7	卒園	年齢上限がある保育施設（地域型保育事業を含む。）の卒園児	c
8	兄弟姉妹等	既に保育所・保育施設を利用している、または新たに同時に兄弟姉妹で入所・転所を希望する場合	c
9	その他	入所選考の入所要件（家庭・就労状況等）と実際の状況が異なっていることが判明した場合	再選考
		書類不備	受付不可
		保育料の滞納がある世帯（卒園児を含む。）	選考保留

備考 1 同一保護者で基本点数の分類の該当項目が2つ以上になった場合には、指数の高い方を適用する。ただし、就労で申し込んだかたが出産する場合は、出産予定日から起算して産前42日の属する月から産後56日の属する月については出産の指数とする。

2 優先事由の項目に複数該当する場合はそれぞれの指数を加算する。

3 各就労時間は休憩時間を含む。

○提出書類について

申請書等は、瑞穂市役所幼児支援課（楽南庁舎）、福祉生活課（穂積庁舎）、各保育所・保育施設で配布しています。また、瑞穂市ホームページからダウンロードすることもできます。



(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼保育施設利用申込書
（お子さん1名につき1部、ご提出ください。）

(2) 状況証明書・添付書類

お子さんと同一世帯に属して生計を一にしている世帯全員のかたの「状況証明書」が必要となります。下記の事項に該当する添付書類と一緒にご提出ください。ただし、同居の祖父母（60歳以上）やおじおばのかたは、提出不要です。

保育を必要とする事由	状況証明書添付書類
就労	状況証明書の「就労状況等証明欄」に就労先の証明印
祖父母 （60歳未満）	健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、証明印は省略可能
自営業・農業の 中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し
育児休業からの 復職予定のかた	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※入所月の翌月1日までに復職するかたが申込対象です。復職後、復帰証明書をご提出いただきます。
妊娠、出産	母子健康手帳の写し等、出産予定日が分かるもの
疾病、障がい	障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書
介護・看護	介護を要する証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
災害復旧	罹災証明書等の写し
求職活動	ハローワークが発行するハローワークカード等の写し
就学	在学証明書、時間割表等の写し
虐待やDVのおそれがあること	保護命令等
育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※原則として3歳以上児で、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと思慮される場合に認められます。

(3) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請に係る手続きにおいては、マイナンバー（個人番号）の提供が必要です。

マイナンバーを提供する際には、なりすましや誤りを防止するため、マイナンバー（個人番号）の確認とそのマイナンバーの持ち主であることの確認（本人確認）が必要になります。

記載した全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを持参してください（コピー可）。また、受付に来庁するかたの身分証明書も併せてお持ちください。

マイナンバー 確認書類	本人確認書類	
	次のいずれか1つ	次のいずれか2つ以上
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 通知カード 個人番号の記載された住民票 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 運転免許証、運転経歴証明書 パスポート 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 在留カード、特別永住者証明書 その他官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 介護保険被保険者証 国民年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 その他

以下は該当するかたのみ提出していただきます

(4) 保育所延長保育申込書

延長保育（長時間保育を含む。）をご希望のかたは、保育施設利用申込書と一緒にご提出ください。延長保育申込書は、毎年度提出が必要です（継続のかたも再提出が必要です。）。

(5) 入園説明会参加証明書

清流みずほ認定こども園の利用をご希望の場合で、7～8月頃開催された入園説明会に参加したかたは、入園説明会参加証明書をご持参ください。

(6) 保育料の決定に必要な提出書類

- ・父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）のかたの書類が必要です。
- ・所得課税証明書は1月1日に居住していた市町村で発行します。

区分	提出書類
平成30年1月2日以降に瑞穂市へ転入された場合 父母が単身赴任等で市外に住所を有する場合 (平成30年1月1日現在)	平成30年度（平成29年分） 市町村民税所得課税証明書
父母が海外に居住しており、市町村民税が課税されていない場合（平成30年1月1日現在）	勤務先等による収入証明書

(7) 広域利用理由書

瑞穂市外の保育施設の利用を希望する場合、詳細な理由を記入して提出していただきます。

(8) 支給認定証交付・再交付申請書

企業主導型保育事業の地域枠を利用するかたなど、支給認定証を施設に提示する必要のあるかたは、保育施設利用申込書と一緒にご提出ください。

(9) 世帯の状況により必要な提出書類

利用調整での優先利用事由や保育料の軽減の適用のために必要な書類です。

★印の書類は、マイナンバー（個人番号）の提供があれば提出不要です。

世帯の状況	提出書類
要保護者世帯	生活保護受給証明書★等の写し
ひとり親世帯	児童扶養手当証書★、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し
在宅の障がい者と同居する世帯	障がいのあるかたの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書★、障害基礎年金証書等の写し
利用を希望する児童が療育施設に通所しているなど支援が必要な場合	特別児童扶養手当証書★、障害福祉サービスの受給者証★の写し、診断書等
生計の中心者が失業した場合	雇用保険受給者証、離職票等、自己都合以外の失業であることが分かる書類

○保育時間について

市立保育所・まめっこ保育園

区分	平日	土曜日
長時間保育（早朝）	7：30～ 8：00	7：30～ 8：00
普通保育	8：00～16：00	8：00～12：00
長時間保育（夕方）	16：00～17：00	なし
延長保育	17：00～19：00	なし

清流みずほ保育園・清流みずほ認定こども園

区分	平日	土曜日
長時間保育（早朝）	7：30～ 8：00	7：30～ 8：00
普通保育	8：00～16：00	8：00～16：00
長時間保育（夕方）	16：00～17：00	16：00～17：00
延長保育	17：00～19：30	17：00～17：30

ほづみの森こども園

区 分	平 日	土曜日
長時間保育（早朝）	7：30～ 8：00	なし
普通保育	8：00～16：00	8：00～15：00
長時間保育（夕方）	16：00～17：00	なし
延長保育	17：00～19：00	なし

ニチイキッズ瑞穂保育園

区 分	平 日	土曜日
長時間保育（早朝）	なし	なし
普通保育	8：00～16：00	8：00～16：00
長時間保育（夕方）	16：00～17：00	16：00～17：00
延長保育	17：00～19：30	17：00～18：30

長時間保育・延長保育をご希望の場合は、保育所利用申込書とは別に延長保育申込書の提出が必要となります（翌年度も継続される場合は、再度、ご提出が必要です。）。

延長保育をお申し込みいただきますと、延長保育時間帯にご利用がなくても延長保育料が掛かります。また、長時間保育・延長保育の利用申込・変更・中止の届は、ご利用を希望する（又は中止する）月の前月20日まで（4月利用については2月末まで）に状況証明書等の書類を揃えてご提出ください。

なお、私立保育施設については、申込み・料金について別途設定の場合がありますので、ご利用される施設にご確認ください。

○障がい児保育について

集団保育になじめる、中・軽度の障がいのあるお子さんの保育も実施しています。

利用の可否及び保育時間などは、面接のうえ決定させていただきます。

詳しくは、幼児支援課までお尋ねください。

○広域利用について

瑞穂市外の保育施設を利用できる場合があります。保護者のいずれかのかたの勤務地が該当市町村にあり、勤務時間の都合で、瑞穂市内の保育施設の保育時間に送迎できない等の条件があります。なお、受入市町村の事情等により、ご希望に添えない場合があります。

広域利用の申込みにつきましては、原則幼児支援課のみで受付します。ご希望の保育施設の空き状況をご確認のうえ、お申込みください。

平成31年4月入所については、平成31年1月8日（火）以降に受付いたします。

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書 表面

- 家庭の状況等は、平成31年4月1日時点の見込みで記入してください。
- 裏面もご記入いただく欄があります。
- ご記入いただいた内容により、添付していただく書類があります。8～10ページと、裏表紙の「提出書類チェック表」をご確認ください。

様式第1号(第3条関係) 201908.2000

平成31年度
施設型給付費・地域型保育給付費等
申請書兼
用申込書

受付印

瑞穂市に住む児童の父母
どちらかの氏名を記入

瑞穂市教育委員会 長 様

申込日 平成30年9月1日

保護者氏名 (申請者)	瑞穂 太郎	電話番号	自宅 058-328-XXXX	携帯(父) 090-0000-△△△△	携帯(母) 080-0000-□□□□
現住所	〒501-0305 瑞穂 宮田300番地2	みずほハイイツ1-202号			

瑞穂市 瑞穂市 瑞穂市

申込日現在の住所を記入

幼稚園又は認定こども園の教育認定のみを希望するかは「無」、それ以外のかは「有」に☑

保育の希望の有無

無 幼稚園、認定こども園(教育認定)を希望 → 希望施設名

有 保育所、認定こども園(保育認定)、地域型保育(小規模保育等)、企業主導型保育(地域枠)を希望 → 利用を希望する施設(事業者)名を裏面に記入

利用期間

平成31年4月1日から 利用曜日 月 曜日から 金 曜日まで

小学校入学前 利用時間 8時00分から 17時00分まで

○利用児童の家庭の状況(利用開始希望日現在)父、母、兄弟姉妹及び同住所に住んでいる人全員について

区分	フリガナ 氏名 生年月日・性別	児童との 続柄	勤務先・学校名(学年)・ 保育所名等	障がい児 (者)の場合 保育所等利用状況
利用児童	瑞穂 桃子	本人	H31.4.1現在(いずれかに) 0 1 2 ③ 4 3歳	身体() 級 保育() 級 精神() 級
	瑞穂 太郎	父	株○△商事	身体() 級 保育() 級 精神() 級
	瑞穂 花子	母	○×ストア 大垣店	身体() 級 保育() 級 精神() 級
	瑞穂 一郎	兄	中小学校 1年	身体() 級 保育() 級 精神() 級
	瑞穂 二郎	弟	保育所申込み中	身体() 級 保育() 級 精神() 級
	瑞穂 昭子	祖母	なし	身体() 級 保育() 級 精神() 級
	利用希望する児童の父母と、児童と同じ住所に住んでいるか全員について記入	※父・母・兄弟姉妹は、単身赴任や就学等で別の住所に住んでいるかとも記入 ※同じ住所で世帯分離しているかとも記入 ※保育所等を希望する場合、この欄に記入した父母と60歳未満の祖父母について、状況証明書の添付が必要です。		

生活保護受給 無 有 保護開始日 年 月 日

ひとり親家庭 非該当 該当 事由発生日 年 月

保育が必要な理由

続柄	必要とする理由	
	父	母
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input checked="" type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV
	母	

○同居していない

住所 父 瑞穂市 ○○1-2 氏名 祖父 穂積 明三
母 岐州市 ○○1-2 氏名 祖母 穂積 明子

別居している祖父母がいる場合に記入

裏面もご記入ください

同意書兼誓約書

【同意事項】

- 【情報の収集】保育料の算定・収納のため、同一世帯者を含む市町村民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保育所等に求める場合があること。
- 【情報の提供】保育所等の利用申込の際に収集した個人情報について、瑞穂市個人情報保護条例第7条の規定により、関係機関に提供する場合があること。また、保育料を滞納した場合は、保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。
- 【滞納処分】保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産（給与、預貯金、生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 【虚偽の申請】申込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定を取り消すこと。また、利用開始後に申込みの内容が事実と異なることが判明した場合は、退所となる場合があること。

【誓約事項】

- 【保育料の納入】保育料は、納期限までに必ず納付すること。
- 【現況届】世帯構成（婚姻、離婚、祖父母等と同居となったなど）、保育を必要とする事由（就労、疾病など）など、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 【書類の提出】就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、
- 【その他】世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められな

内容を確認のうえ、表面に記入した保護者氏名を記入

上記の事項を確認のうえ同意し、遵守することを誓約します。
瑞穂市長 様
瑞穂市教育委員会教育長 様

瑞穂 太郎 瑞穂

保護者氏名

保育施設利用に係る確認票

利用を希望する施設名と希望理由を記入
最大第5希望まで記入できます。
お子さんの年齢により受入れできない施設もあります。
3ページ「年齢別保育期間」, 30ページ「瑞穂市保育施設一覧表」をご確認ください。
※「第1希望のみの記入」「第5希望まで記入」といった記入の状況は優先順位には影響しません。

ます。あらかじめご了承ください。

希望順位	施設名	第1希望施設の希望理由
第1希望	中 保育所 認定こども園 保育・教育センター	① 自宅に近い ② 勤務先に近い ③ 通勤経路上 ④ 兄弟が在園 ⑤ 以前通所 ⑥ その他 ()
第2希望	清流みずほ 保育所 認定こども園 保育・教育センター	希望外の保育施設について どちらかに✓を入れてください（利用の優先順位には影響しません）。 <input type="checkbox"/> 左記以外の保育施設は希望しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外の保育施設であっても空きがあれば利用したい。 (希望しない施設がある場合 施設名:)
第3希望	清流みずほ 保育所 認定こども園 保育・教育センター	
第4希望	南 保育所 認定こども園 保育・教育センター	
第5希望	牛牧第2 保育所 認定こども園 保育・教育センター	

どちらかに☑希望しない施設欄は、お子さんの年齢により受入れできない施設は記入しないでください。
※瑞穂市立保育所では、運動会等の行事について複数の保育所が同日に実施する場合があります。兄弟姉妹と別の保育所を希望する場合はあらかじめご了承ください。

○利用を希望する児童の状況（記入内容は利用の優先順位に影響しません。）

集団保育の経験	無・有 (通所中・H30年8月退所)	持病・障がい	無・有:病
アレルギー	未確認・無・有 アレルギー (エビ、ピーナッツ)	療育施設等への通所	無・有:施設
※外国人の場合 日本語での会話	できる・できない 話せる言葉 () 読める言葉 ()	その他心配ごと	無・有: ()
		事前面談	無・有: () 保護者・保育所長等による面談を 希望しない・希望する ※加配保育士の必要度等について検討します

*市町村使用
病院や健診での指摘、アレルギーなど、お子さんの保育施設利用にあたり心配なことがございましたらご記入ください。
事前面談をご希望の場合は、後日日程のご連絡をさせていただきます。

認定日: 年 月 日

保育所 責任者

記入不要です

支給認
利用契
延長・長時間

保育所への連絡 TEL・FAX (/)

状況証明書

表面

- 児童の父母及び同居で60歳未満の祖父母についてそれぞれ提出が必要です。
- 複数の児童について同時に申請する場合は、原本は1通で結構です。
- 2か所以上で勤務している場合は、勤務先ごとに1通ずつ証明をもらってください。
- 用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。

様式第2号（第3条関係）
状況証明書（平成31年度） 保育認定
 保護者のかたご自身でご記入ください。
 「保育を必要とする理由」は当てはまるもの全てに○を付け、○を付けたのが①・③の場合は下欄に職場の証明をもらい、②～④・⑩の場合は裏面に記入してください。

※保護者記入欄 提出日 平成 30 年 9 月 1 日

保護者氏名 (フリガナ) ミスホ ハナコ 瑞穂 花子	児童氏名 (フリガナ) ミスホ モモコ 瑞穂 桃子	生年月日 (H27 年 5 月 1 日)	在園 (施設名:)
児童との続柄 (父・母・祖父・祖母)	児童氏名 (フリガナ) ミスホ シロウ 瑞穂 二郎	生年月日 (H30 年 2 月 25 日)	在園 (施設名:)
保育を必要とする理由 (当てはまるものに○) ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休業 ⑩その他			

- ①・③…下記に会社（事業所）による証明をもらってください。
 祖父母のかたは、健康保険証の写し等の勤務先が証明できる書類を添付できる場合、証明印は不要です。
 ②～④・⑩…裏面にご記入ください。

※就労状況等証明書（事業主等の証明者が記入すること。訂正箇所には証明印で訂正すること。）

勤務先又は本人記入欄	就労形態 (当てはまるものに○) 被雇用者 (正社員(職員)・パート・アルバイト・派遣社員・その他) 会社役員 自営業 (中心者・協力者) 農業 (中心者・協力者) 内職 その他 ()
勤務先住所 (どちろかに○) 居室外 自宅	住所 大垣市〇〇1番地2 名称 ○△ストア 大垣店 In (0584) ××-×××× (自営業のかたは屋号を記載)
通勤手段	電車・バス (車) 自転車・徒歩・その他 () 通勤時間 (片道) 0 時間 20 分
就労開始日 (入社日)	昭和・平成 20 年 4 月 1 日から [就労] 就労予定 []
勤務時間 (休憩時間を含む)	※休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間を記入。育児休業中、就労予定の場合は見込みを記入 9 時 00 分～ 16 時 00 分 [7 時間 00 分] × 月 22 日 = 月 154 時間 00 分 10 時 00 分～ 12 時 00 分 [2 時間 00 分] × 月 4 日 = 月 8 時間 00 分 ____ 時 ____ 分～ ____ 時 ____ 分 [____ 時間 ____ 分] × 月 ____ 日 = 月 ____ 時間 ____ 分
休日	毎週 ____ 日 ____ 曜日 (祝日) 不定休 (月 ____ 日) 合計勤務時間 月 62 時間 00 分
上記契約以外の勤務 (残業)	※延長保育時間の適否を確認します (利用調整には影響しません) (無)・有 → 最長 ____ 時 ____ 分まで
職種	(仕事の内容) 事務、販売、製造など 【農業の場合】 販売

入欄	該当者のみ記入 育児休業等の取得状況	産前産後休暇期間 平成 30 年 1 月 14 日～平成 30 年 4 月 21 日
	(過去1年以内の取得状況を含む) ※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める育児休業	育児休業(予定)期間 平成 30 年 4 月 22 日～平成 31 年 8 月 24 日
		育児休業期間終了前に復職する場合の復職予定日 平成 30 年 4 月 1 日復職予定
		育児短時間勤務制度 (無)・有 → 取得する(予定)・取得

瑞穂市教育委員会教育長 様
 上記の者の就労状況について、上記のとおり証明します。 平成 30 年 8 月 21 日
 勤務先で記入してもらい、証明を受けてください。
 証明者は勤務状況を証明できるかたであれば、店長・営業所長・所属長・人事課長等でも結構です。
 農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。
 大垣市〇〇1番地2 名 ○△ストア 大垣店 大垣 電話番号 (0584) ××-××××
 店長 大垣 太郎 (大) (印) (スタンプ印不可、住所・会社名はゴム印可)

↓当てはまるものに○	状況記入欄	
②妊娠・出産	_____年_____月_____日出産 (予定)	母子健康手帳(表紙及び出産予定日が分かるページ)の写し
③障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳: 身体・療育・精神 _____級 障害年金 _____級 自立支援医療 特定疾患 要介護 _____ その他 (_____)	障害者手帳、年金証書、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証等の写し
疾病	診断書のとおり	診断書(下記に証明又は別紙)
④介護・看護	介護・看護を受ける人 瑞穂 昭子 (子どもとの続柄 祖母) 身体・療育・精神 _____級/要介護 _____ 病院等への付添い 週 1 日	・障害者等の場合は障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・上記以外の場合は診断書(下記に証明又は別紙)
⑤災害復旧	_____年 _____月 _____日罹災	罹災証明書
⑥求職活動		ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し
⑦就学	学校名 _____ 入学(予定)日 _____年_____月_____日 修了(予定)日 _____年_____月_____日	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
⑧虐待・DV		状況の分かる書類
⑩その他		状況の分かる書類

保護者のかたご自身でご記入ください。当てはまる事由に○を付け、状況をご記入ください。右欄に記載されている書類の添付が必要です。

(記入上の注意)

この証明書は、保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず利用する保育施設又は市役所窓口までご連絡ください。

証明内容に不正が認められた場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。

診 断 書		
患者氏名	瑞穂 昭子	生年月日 昭和 26 年 10 月 30 日
住 所	瑞穂市宮田 300 番地 2 みずほハイツ I-202	
病 名	〇〇〇〇	
加療見込期間	平成 29 年 6 月 3 日～平成 31 年 6 月 2 日	
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院(入院期間:平成 _____年 _____月 _____日～平成 _____年 _____月 _____日) <input checked="" type="checkbox"/> 通院(1 回/週) <input type="checkbox"/> 往診(_____回/週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養	
傷病の程度	<input checked="" type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他(_____) 児童の保育にあたること <input checked="" type="checkbox"/> 不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能	
上記のとおり診断します。 平成 30 年 8 月 13 日		
医療機関名 岐阜〇〇総合病院 住所 岐阜市〇〇3番地 医師氏名 岐阜 一郎		

診断書が必要な事由の場合、本欄をご利用ください。同様の内容が記載されていれば、医療機関の様式の診断書でも結構です。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書

○複数の児童について同時に申請する場合は、原本は1通で結構です。

201808.2000

世帯員 記入不要です

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書

瑞穂市教育委員会教育長 様

上記支給認定申請にあたり、下記のとおり個人番号を

申請書表面に記入した保護者氏名を記入してください。

平成 30 年 9 月 1 日

フリガナ	ミスホ タロウ	性別	生年月日
保護者氏名 (申請者)	瑞穂 太郎	男 女	大正 昭和 平成 53 年 9 月 10 日
住 所	瑞穂市 宮田 300 番地 2 みずほハイツ1-202 号		
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×		

○利用児童の個人番号 (※申請者が記入すること)

教育・保育施設の利用を希望するお子さん全員についてご記入ください。

1	氏名	瑞穂 桃子	生年月日	H27 年 5 月 1 日	3	氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×				個人番号			
2	氏名	瑞穂 二郎	生年月日	H30 年 2 月 25 日	4	氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×				個人番号			

○利用児童以外で申請者と同一世帯に属する者の個人番号 (※申請者が世帯員の個人番号を確認の上記入すること)

1	氏名	瑞穂 花子	続柄	妻	5	氏名		続柄	
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×				個人番号			
2	氏名	瑞穂 一郎	続柄	子	6	氏名		続柄	
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×				個人番号			
3	氏名	瑞穂 昭子	続柄	母	7	氏名		続柄	
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×				個人番号			

(申請者と提出者が異なる場合)

下記の者を代理人と定め、施設型給付費・地域型保育給付費の申請を行います。

保護者と利用児童以外で、申請書の「家庭の状況」欄に記入したかた全員についてご記入ください。
続柄は申請者から見た続柄としてください。

代理人 住所 瑞穂市宮田 300 番地 2 みずほハイツ1-202 号

氏名 瑞穂 花子 申請者との続柄 (妻)

備考

全ての個人番号にかたがた、個人番号カードの写しを持参してください。(コピー可)
上に記入した保護者と別のかたが申請にいらっしゃる場合、来庁するかたの個人番号の利用等に関する法律(以下番号法)第9条に基づき、個人番号カードの写しを持参してください。
また、来庁するかたの身分証明書(運転免許証など、原則顔写真付きのもの)をお持ちください。
他機関等に提供することはありません。

※117 頁の注意事項

番	記入不要です
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

延長保育申込書

○利用を申込む児童 1 人につき 1 枚ご提出ください。

様式第 2 号（第 8 条の 2 関係）

保育所延長保育申込書

平成 30 年 9 月 1 日

瑞穂市教育委員会教育長 様

瑞穂市宮田 300 番地 2

申請者 住所 みずほハイツ 1-202 号

氏名 瑞穂 太郎 瑞穂印

(電話番号 058 - 328 - XXXX)

申請書表面に記入した保護者氏名を
記入してください

次の児童の延長（長時間）保育を申請します。なお、申請にあたり、下記の内容を確認の上、承諾します。

記

- 1 各保育所のルールを守り、必ず保育時間内に送迎すること。
- 2 保育所保育料又は延長保育料を滞納した場合は、延長保育の実施を取り止める場合があること。

児童氏名	瑞穂 桃子		
第 1 希望の施設名を 記入してください	平成 26 年 5 月 1 日	性別	男・ 女
保育所名	中 保育所 保育・教育センター	クラス名 (利用中の場合)	記入不要
延長保育の 利用開始年月	平成 31 年 4 月から		
保育を希望 する時間	区分 (どちらかに✓) <input checked="" type="checkbox"/> 長時間 (7:30~8:00 16:00~17:00) <input type="checkbox"/> 延長 (長時間の時間帯に加え 17:00~19:00) ※延長保育料はかかりません ※延長保育料がかかります	利用時間 (24時間表記) 8 時 00 分から 17 時 00 分まで	
申込理由	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務の就業時間が遅いため <input type="checkbox"/> 恒常的な残業があるため <input type="checkbox"/> 勤務場所と保育所の距離が遠いため <input type="checkbox"/> その他 (申請書に記入した利用希望時間 と統一してください。 平日の利用時間を記入してくだ さい。)		
備考			

※入所の翌月以降の申込みは、前月の 20 日までにご提出ください。